長久手市軽度 • 中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児(以下「難聴児」という。)に対し、補聴器の購入及び修理に要する費用(以下「購入等費用」という。)の一部を助成することにより、きこえの確保と言語の取得及び健全な発達を支援することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 この事業の対象者は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものと する。
 - (1) 18歳以下の難聴児(18歳の者にあっては18歳に達した日の属する年度の末日までのもの)であること。
 - (2) 本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記載されていること。
 - (3) 聴覚に関する身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
 - (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると第6条第 2項に定める医師が認めていること。
 - (5) 労働災害補償保険法 (昭和22年法律第283号) その他の法令に基づき、 補聴器購入助成を受けていないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、当該難聴児及びその保護者の属する世帯の世帯員 のうち、申請のあった月の属する年度(当該申請が4月から6月までにあった 場合は、前年度)の市民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は助成の対 象としない。

(助成の対象)

- 第3条 助成の対象となる補聴器は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号、以下「算定基準」という。)別表に定める補聴器、その他難聴児の実情に応じて適当と認められるものとする。ただし、修理については、本制度で助成決定され購入したものに限る。
- 2 助成の対象となる補聴器の個数は、原則として1個とする。ただし、医師が 特に必要と認めた場合は、両耳用として2個とすることができる。

3 イヤモールドは、付属品として購入代金に含めることができる。また、イヤモールドの交換は、補聴器の修理として扱う。

(助成金の額)

- 第4条 助成金の額は、別表に定める基準価格に100分の106(算定基準第4項に規定する購入等にあっては100分の110、算定基準第5項に規定する購入等にあっては100分の95)を乗じた額と補聴器の購入又は修理に要する額のいずれか低い方の額に、3分の2を乗じた額とする。
- 2 前項の規定に関わらず、難聴児及びその保護者の属する世帯が、申請月において生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は申請のあった月の属する年度(当該申請が4月から6月までにあった場合は、前年度)において市民税非課税世帯に属する場合、当該基準額の全額を市が助成する。
- 3 助成金の額は、1円未満の端数を切り捨てるものとする。 (補聴器取扱業者)
- 第5条 本制度を利用して補聴器を購入又は修理できる業者は、本市の補装具 費の支給に係る代理受領の契約書を締結している業者のうち標記を取扱補装 具の種目としている事業者(以下「登録業者」という。)とする。 (申請)
- 第6条 助成金の支給を希望する申請者は、長久手市軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等助成金支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、 市長に申請しなければならない。
 - (1) 長久手市難聴児補聴器購入費等助成についての医師意見書(様式第2号)
 - (2) 登録業者が作成した見積書・内訳書
 - (3) 補聴器装用効果(様式第3号)
 - (4) 難聴児及びその保護者の属する世帯全員の市民税所得割額が確認できる 書類 (本市で確認できない場合に限る。)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号に規定する医師意見書は、身体障害者福祉法第15条第1項の 都道府県知事が定める医師の作成したものに限る。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補聴器の修理に係る助成の場合は、医師の意見 書及び補聴器装用効果の提出を要しないものとする。

(支給決定等)

- 第7条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、これを審査し、助成を決定した場合は、長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給券(様式第5号、以下「支給券」という。)を交付するものとする。また、登録業者に対しては、長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給委託通知書(様式第6号)により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支給の却下をする場合、長久手市軽度・中等度難 聴児補聴器購入費等助成金支給却下決定通知書(様式第7号)により申請者に 通知するものとする。

(再購入)

- 第8条 この要綱により購入費の助成を受けた助成対象者は、5年を経過しなければ再度購入費の助成を受けることはできない。ただし、やむを得ない理由により修理不能等で使用できなくなった場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書による助成を申請する場合は、第6条に規定する申請書類に加えて、耐用年数内判定資料(様式第8号)を添付しなければならない。 (費用の請求)
- 第9条 第7条第1項の規定により助成金の支給決定を受けた申請者は、当該 支給決定にかかる補聴器を購入等するときは、購入等費用から助成金の支給 決定金額を除いた額を直接登録業者へ支払うとともに、登録業者に対し、助成 金の受領の権限を委任しなければならない。
- 2 前項の規定により委任を受けた登録業者は、助成金の支給決定金額について、支給券及び代理受領に係る軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支払請求書兼委任状(様式第9号)を添えて、市長に請求するものとする
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と 認めるときは、その請求額を支払うものとする。

(用具の管理)

- 第10条 この要綱に基づいて助成金の支給を受けた者は、当該補聴器を、目的 に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反したときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(台帳の整備)

第11条 市長は、補聴器の交付の状況を明確にするため、軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成台帳(様式第10号)を整備するものとする。 (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

加致(和日本)	,			
名称	一台当たり の価格 (円)	付属品	耐用年数	備考
高度難聴用	34,200	電池	5年	価格は電池、骨導レシーバー又
ポケット型		イヤモール		はヘッドバンドを含むものであ
高度難聴用	43,900	ド		ること。
耳かけ型				身体の障害の状況により、イヤ
重度難聴用	55,800			モールドを必要とする場合は、
ポケット型				「補装具の種目、購入又は修理
重度難聴用	67,300			に要する費用の額の算定等に関
耳かけ型				する基準」(平成 18 年厚生労働
耳あな型	87,000			省告示第 528 号。以下「告示」と
(レディメ				いう。)別表の2修理基準(5)
イド)				その他(以下「修理基準」とい
耳あな型	137,000	電池		う。) の表に掲げる交換の額の範
(オーダー				囲内で必要な額を加算するこ
メイド)				と。
骨導式	70,100	電池		ダンパー入りフックとした場合
ポケット型		骨導レシー		は、240円増しとすること。
		バー		

		ヘッドバン	平面レンズを必要とする場合
		F	は、修理基準の表に掲げる交換
骨導式眼鏡	120,000	電池	の額の範囲内で必要な額を、ま
型		平面レンズ	た、矯正用レンズ又は遮光矯正
			用レンズを必要とする場合は、
			眼鏡の修理基準の表に掲げる交
			換の額の範囲内で必要な額を加
			算すること。
			難聴用耳かけ型でFM型受信
			機、オーディオシュー、FM型用
			ワイヤレスマイクを必要とする
			場合は、修理基準の表に掲げる
			交換の額の範囲内で必要な額を
			加算すること。

- 1 修理にかかる費用の額の基準については、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
- 2 費用の額の基準の算定は、告示第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 3 「高度難聴用」とあるのは、「軽度・中等度用」を含む。